

埼労発基 0902 第 10 号  
令和 2 年 9 月 2 日

関係団体の長 殿

埼玉労働局長



「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について

日頃より、安全衛生行政の推進につきましては、ご理解ご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という。）に基づく健康診断の実施、健康診断結果についての医師の意見聴取及びその意見を勘案した就業上の措置（以下「事後措置等」という。）の実施について、改めて徹底するため、平成 25 年度より全国労働衛生週間準備月間である毎年 9 月を「職場の健康診断実施強化月間」（以下「強化月間」という。）と位置付け、集中的・重点的な指導を行っているところです。

本年度の強化月間については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法等に基づく健康診断の実施等に係る対応も踏まえて、下記のとおり実施することとしておりますので、趣旨をご理解の上、傘下団体・企業等に対する周知等について、特段の御配慮をお願いいたします。

記

1 強化月間の取組事項

(1) 重点事項

- ア 健康診断及び事後措置等の実施の徹底
- イ 健康診断結果の記録の保存の徹底
- ウ 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- エ 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた安衛法等に基づく健康診断の実施に係る対応
- オ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高確

法」という。)に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携  
カ 平成 30 年 2 月 5 日付け基発 0205 第 2 号「特定健康診査等の実施に関する  
協力依頼について」に基づく定期健康診断のうち特定健康診査に相当する  
項目の結果の医療保険者への提供等

キ 平成 30 年 3 月 29 日付け基安労発 0329 第 3 号「地域産業保健センター  
事業の支援対象に関する取扱いについて」を踏まえた小規模事業場における  
産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

## (2) 取組を実施上での留意点

ア 派遣労働者については、健康診断に関する措置義務について、派遣元・派遣先の役割分担がなされているため、以下の事項に留意していただきたいこと。

(ア) 派遣元事業場による一般健康診断、派遣先事業場による特殊健康診断の実施状況を確認すること。

(イ) 派遣元事業場においては一般健康診断及び特殊健康診断結果の記録の保存、派遣先事業場においては特殊健康診断結果の記録の保存状況を確認すること。

(ウ) 派遣労働者に対する一般健康診断の事後措置等の実施については、派遣元事業場にその義務が課せられているが、派遣先事業場でなければ実施できない事項等もあり、派遣元事業場と派遣先事業場との十分な連携が必要であることから、両事業場の連携が十分でない事案を把握した場合は、十分に連絡調整を行う必要があること。

イ (1) のエについて、健康診断の実施を延期したものについては、十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関において、原則 10 月末までに実施する必要があるが、やむを得ず 10 月末までの実施が困難な場合には、可能な限り早期に実施できるよう計画を立て、それに基づき実施していただきたいこと。

また、別添 1 のリーフレットの活用等により、労働者に対して健康診断の受診を勧奨していただきたいこと。

ウ (1) のオ及びカについては、事業者が高確法に基づいて安衛法に基づく定期健康診断結果を求めた保険者に対して、当該結果のうち特定健康診査に相当する項目を提供しなければならないことを知らないこと等により、中小企業等における取組が進んでいないといった指摘がある。医療保険者への健康診断の結果の情報提供により、コラボヘルス等が推進され、労働者の健康保持増進につながることから、平成 30 年 2 月 5 日付け基発 0205 第 1 号「特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」に基づき、高確法に基

づく定期健康診断のうち特定健康診査に相当する項目の結果の提供の義務について、別添2のリーフレットの活用等により、改めて周知を行っていただきたいこと。

- エ (1) のキについては、産業保健総合支援センターの地域窓口（地域産業保健センター）において、産業医の選任義務のない小規模事業場を対象として、健康診断結果についての医師からの意見聴取、脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導等の支援を行っていることから、小規模事業場への指導等の際は、必要に応じて、別添3のリーフレットの活用等により、その利用を勧奨していただくこと。

(3) 健康診断以外の産業保健に関する取組の周知・啓発

事業場における産業保健の推進を図るため、重点事項と併せて、以下の通達、ガイドライン等に係る取組についても周知・啓発を行っていただきたいこと。

ア 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和63年健康保持増進のための指針公示第1号、令和2年3月31日最終改訂）に基づく取組

イ 「地域・職域連携推進ガイドライン」（これからの地域・職域連携推進の在り方に関する検討会、平成17年3月策定、令和元年9月改訂）に基づく取組

ウ 職場における感染症に関する理解と取組の促進に向けた対応

(ア) 「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（平成23年5月16日策定、平成28年6月30日改訂）に基づく職域での検査機会の確保等

(イ) 平成7年2月20日付け基発第75号「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」に基づく取組

(ウ) 令和2年1月30日付け基安労発0130第1号「従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について（協力依頼）」等に基づく抗体検査の機会の提供等

新型コロナウイルス感染症が気になって  
受診を控えている皆さまへ



# 定期的に 健診・検診を 受けましょう

健康診断の会場では換気や消毒を行うなど、  
新型コロナウイルス感染症の感染防止対策※に努めています。

※「健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策について」  
(公益社団法人全国労働衛生団体連合会等)

自覚症状が現れにくい、そんな病気は少なくありません。  
だからこそ、定期的な健診と検診で健康状態をしっかりとチェック。  
自分の体をしっかりと知るのが、健康維持の第一歩です。

- 受診の前には、体温を測定するなど、体調に問題がないことを確認して下さい。
- マスクの着用、受診前後の手洗いなどの感染対策をしっかりとしましょう。

～事業者の皆様へ～

医療保険者への健康診断結果のデータ提供をお願いします

定期健康診断の実施後、医療保険者から提供依頼があった場合、健康診断結果（高齢者医療確保法に基づく特定健康診査の項目）を提供する必要があります。

（高齢者医療確保法第 27 条第 2 項及び第 3 項に基づく義務）

なお、この場合の提供については、労働者本人の同意を取得しなくても、個人情報保護法上の問題はありません。

#### <ご対応のお願い>

- 医療保険者や健診機関から、健診結果のデータ提供依頼があった場合、医療保険者へ提供をお願いします。
- データ提供の際は、可能な限り、定められた様式での提供をお願いします。  
※厚生労働省のホームページにおいて、標準記録様式を示しています。  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000165280.html>  
※情報提供方法については、提供先の医療保険者と協議・調整ください。
- 健診結果のデータを、事業者から医療保険者に対して、直接提供することが難しい場合は、下記のような方法もあります。
  - 健診機関に、医療保険者へのデータ提供を委託する。
  - 医療保険者に、定期健康診断の実施を委託する。
  - 医療保険者と共同で、定期健康診断を実施する。

#### <注意事項>

- 特定健康診査に含まれない項目についての取扱いは、労働者本人の同意が必要です。
- データ提供に要した費用は、医療保険者に請求することができます。  
（特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成 19 年厚生労働省令 157 号）第 15 条）

# 健康診断個人票や定期健康診断結果報告書等について、医師等の押印等が不要となります。

改正労働安全衛生関係法令が令和2年8月28日に施行されました。

## 健康診断個人票等について

様式第5号(第51条関係)(2)(裏面)

健 診 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
その他の法定検査					
その他の検査					
医師の診断					
健康診断を実施した医師の氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 印					
医師の意見					
意見を述べた医師の氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 印					
歯科医師による健康診断					
歯科医師による健康診断を実施した歯科医師の氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 印					
歯科医師の意見					
意見を述べた歯科医師の氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 印					
備 考					

これまで必要だった医師や歯科医師の押印（電磁的記録で保存する場合は電子署名）が不要となり、記名のみでよいこととなります。

定期健康診断、特定化学物質健康診断やじん肺健康診断等の特殊健康診断等の全ての健康診断における取扱いとなります。

※  は定期健康診断の健康診断個人票の例で、 は今回の改正により削除された箇所。

### 備考

- 労働安全衛生規則第44条、第45条若しくは第47条若しくは第48条までの健康診断、労働安全衛生法第66条第4項の健康診断(雇入時の健康診断を除く。)又は同法第66条の2の健康診断を行ったときに用いること。
- 「他の法定特殊健康診断の名称」の欄には、当該労働者が特定の業務に就いていることにより行うことになっている法定の健康診断がある場合に、次の番号を記入すること。  
(1. 有機溶剤 2. 鉛 3. 四アルキル鉛 4. 特定化学物質 5. 高気圧作業 6. 電離放射線 7. 石棉 8. じん肺)
- BMIは、次の算式により算出すること。  
$$BMI = \frac{\text{体重(kg)}}{\text{身長(m)}^2}$$
- 「視力」の欄は、矯正していない場合は( )外に、矯正している場合は( )内に記入すること。
- 「聴力」の欄の検査方法については、オージオメーターによる場合は1に、オージオメーター以外による場合は2に丸印をつけること。なお、労働安全衛生規則第44条第5項の規定により医師が適当と認める方法により行った聴力の検査については、1000ヘルツ及び4000ヘルツの区分をせずに所見の有無を1000ヘルツの所に記入すること。
- 「その他の法定検査」の欄は、労働安全衛生規則第47条の健康診断及び労働安全衛生法第66条第4項の規定により都道府県労働基準局長の指示を受けて行った健康診断のうち、それぞれの該当欄以外の項目についての結果を記入すること。
- 「医師の診断」の欄は、異常なし、要精密検査、要治療等の医師の診断を記入すること。
- 「医師の意見」の欄は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について医師の意見を記入すること。
- 「歯科医師による健康診断」の欄は、労働安全衛生規則第48条の健康診断を実施した場合に記入すること。
- 「歯科医師の意見」の欄は、歯科医師による健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について歯科医師の意見を記入すること。



# 定期健康診断結果報告書等について

様式第2号(第52条関係)(表面)

## 定期健康診断結果報告書

80311		労働保険番号											
対象年	7:平成 9:令和	□□□□ (月～月分) (報告回数)		健診年月日	7:平成 9:令和	□□□□□□□□□□□□□□□□							
事業の種類	<p>これまで必要だった<b>産業医の押印</b>（電子申請する場合は<b>電子署名</b>）が<b>不要</b>となり、<b>記名のみ</b>でよいこととなります。</p> <p>定期健康診断、特定化学物質健康診断やじん肺健康診断等の<b>特殊健康診断等の全ての健康診断とストレスチェック</b>における<b>取扱い</b>となります。</p> <p>※ 図は定期健康診断結果報告書の例で、<b>○</b>は今回の改正により削除された箇所。</p>												
事業場の所在地	郵便番号	<p>健康診断実施機関の名称</p> <p>健康診断実施機関の所在地</p> <p>労働基準監督署管轄区域</p> <p>労働基準監督署管轄区域</p> <p>労働基準監督署管轄区域</p>											
健康診断項目	聴力検査(オージオメーターによる検査)(1000Hz)	□□□□	□□□□	尿検査(糖)	□□□□	□□□□							
	聴力検査(オージオメーターによる検査)(3000Hz)	□□□□	□□□□	尿検査(蛋白)	□□□□	□□□□							
	聴力検査(その他の方法による検査)	□□□□	□□□□	心電図検査	□□□□	□□□□							
	胸部エックス線検査	□□□□	□□□□	貧血検査	□□□□	□□□□							
略後検査	□□□□	□□□□											
血圧	□□□□	□□□□											
所見のあった者の人数	□□□□	医師の指示人数	□□□□	歯科健診	□□□□	□□□□							
産業医	氏名	<p>所屬医療機関の名称及び所在地</p> <p style="text-align: right;">(印)</p>											

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

受付印



**労働基準監督署への届出や申請の際は、電子申請をご活用ください！**

今回の改正により、電子申請で定期健康診断結果報告書等を行う際に、**産業医による電子署名が不要**となり、電子申請をする際の利便性が向上しました。

電子申請やその事前準備は、電子政府の総合窓口「e-Gov」でご利用いただけます。事前準備について、詳しくは、「e-Gov 事前準備」を検索してください。